

# 消防用設備等設置指導指針

安房郡市消防本部

(令和5年11月1日)

# 目 次

## 第1章 総 則

- 第1 目的
- 第2 運用上の留意事項
- 第3 用語
- 第4 改正経過及び適用

## 第2章 運 用 基 準

### 第1節 総 論

- 第1 令別表第一の取扱い
- 第2 収容人員の算定
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 階及び床面積の取扱い
- 第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い
- 第6 既存防火対象物の適用除外及び用途変更の特例
- 第7 仮使用する防火対象物の取扱い
- 第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い
- 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

### 第2節 消 火 設 備

- 第1 消火器具
- 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い
- 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い
- 第4 屋内消火栓設備
- 第5 スプリンクラー設備
- 第6 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の取扱い
- 第7 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い
- 第8 水噴霧消火設備
- 第9 泡消火設備
- 第10 不活性ガス消火設備
- 第11 ハロゲン化物消火設備
- 第12 粉末消火設備
- 第13 屋外消火栓設備
- 第14 動力消防ポンプ設備

- 第15 パッケージ型消火設備
- 第16 パッケージ型自動消火設備

### 第3節 警報設備

- 第1 自動火災報知設備
- 第2 ガス漏れ火災警報設備
- 第3 漏電火災警報器
- 第4 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第5 非常警報設備

### 第4節 避難設備

- 第1 避難器具
- 第2 誘導灯及び誘導標識

### 第5節 消防用水・消防活動上必要な施設

- 第1 消防用水
- 第2 排煙設備
- 第3 連結散水設備
- 第4 連結送水管
- 第5 非常コンセント設備
- 第6 無線通信補助設備

### 第6節 その他

- 第1 非常電源
- 第2 特定共同住宅等の取扱い
- 第3 避難施設の施錠

# 第1章 総則

## 第1 目的

本運用基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等の技術上の基準について、統一的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する過去の火災等の災害に係る知見等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当消防本部が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（基準内は◇で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）設計者及び施工者等（以下「関係者」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

### 第3 用語

#### 1 用語

本運用基準に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- (1) 法 : 消防法
- (2) 令 : 消防法施行令
- (3) 規則 : 消防法施行規則
- (4) 条例 : 安房郡市火災予防条例
- (5) 建築基準法 : 建築基準法
- (6) 建築基準法施行令 : 建築基準法施行令
- (7) 電気設備基準 : 電気設備に関する基準を定める省令
- (8) J I S : 産業標準化法第17条第1項の規定による日本産業規格
- (9) 安全センター : 財団法人日本消防設備安全センター
- (10) 耐火構造 : 建築基準法第2条第7号に規定するもの
- (11) 準耐火構造 : 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの
- (12) 防火構造 : 建築基準法第2条第8号に規定するもの
- (13) 不燃材料 : 建築基準法第2条第9号に規定するもの
- (14) 準不燃材料 : 建築基準法施行令第1条第5号に規定するもの
- (15) 難燃材料 : 建築基準法施行令第1条第6号に規定するもの
- (16) 防火設備 : 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの
- (17) 特定防火設備 : 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの
- (18) 防火戸 : 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの
- (19) 認定評価品 : 規則第31条の4の規定に基づき登録認定機関により認定評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (20) 品質評価品 : 日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）
- (21) 評定品 : 一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (22) 特定防火対象物 : 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物
- (23) 非特定防火対象物 : 特定防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物

(24) 令 8 区 画 : 令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の  
区画

(25) 無 窓 階 : 令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する避難上又は消火活動  
上有効な開口部を有しない階

## 2 凡例

本運用基準の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- (1) 無 印 : 法令基準 (法令解釈等)
- (2) ☆ : 法令基準 + 指導基準
- (3) ◇ : 指導基準 (法令に定めのない事項に関する行政指導)

## 第 4 改正経過及び適用

### 1 改正経過

平成 31 年 4 月 1 日 (平成 31 年消防予第 3355 号)

令和 5 年 11 月 1 日 (令和 5 年消防予第 929 号) 一部改正

### 2 運用基準の適用

施行日以前の運用取扱いによって規制している既存防火対象物については、本運用基準にかかわらず、従前の取扱いによるものとする。なお、この場合においても本運用基準を適用できる場合にあつては、当該適用を妨げないものとする。